

平成 27 年度 第 5 回 行政改革推進委員会 議事録（要旨）

1 日 時 平成 28 年 2 月 9 日（火） 13 時 30 分～15 時 15 分

2 場 所 糸島市役所 本庁舎南側車庫 2 階 11 号・12 号会議室

3 出 欠

(1) 出席者

（委 員）村藤会長、徳田副会長、秋月委員、石川委員、井上委員、山崎委員、十時委員、
中野委員、林委員、廣川委員、藤原委員

（事務局）田浦部長、谷課長、久我係長、西原主査、富村主査

(2) 欠席者

（委 員）岩井委員、大城委員、南委員

(3) 傍聴者 なし

4 会議結果

【会議次第】

1 会長あいさつ

2 協議

（1）行政改革大綱案について （久我係長説明）

（2）行財政健全化計画案について （久我係長説明）

（3）行政評価制度案について （久我係長説明）

（4）答申書案について （久我係長説明）

3 その他 （今年度の委員会は、今回が最終。来年度の委員会は、夏頃開催の予定）

【議事概要】

■協議

（1）行政改革大綱案について

（2）行財政健全化計画案について

※事務局より、行政改革大綱案及び行財政健全化計画案について説明後、協議に入る。

●A委員

・大綱の p 8 中期財政見通しだが、平成 28 年度の歳入、歳出について伸び率が大きいものがあるが、その理由は何か。

●事務局

・歳出について、補助費等は、国の福祉給付金の見込み額約 4 億円の影響が大きい。繰出金は、国民健康保険事業特別会計への繰出金の基準改正による増加が大きい。投資的経費は、防災行政無線のデジタル化事業の見込み額約 7.8 億円の影響が大きい。歳入については、譲与税・交付金は、消費税率の改正による地方消費税交付金の大幅な伸びの影響が大きい。

- A委員
 - ・大綱の p5 「平成 28 年度以降は財源不足が生じる」とのことだが、決算剰余金の 2 分の 1 の 5 億円を積み立てなければ、実質的には黒字ということか。
- 事務局
 - ・そのとおり。
- A委員
 - ・健全化計画の p9、5 年間の実質の財源不足額が事前配付資料では 18.2 億円であったが、今日配付された新しい資料では 10.8 億円になっている。約 8 億円の改善だが、その理由は何か。
- 事務局
 - ・財政見通しを精査する中で、修正されたものである。歳出の精査とそれに伴う歳入の精査によって、最終的にこの数字となった。
- A委員
 - ・健全化計画 p10 上段の下線部「より強力な選択と集中を行い、効率的な事業実施に努め、政策的経費を縮減しながら、市民サービスの全体最適化を進めることが重要」とは、健全化計画の効果額を見込んだうえで財源不足が生じるけれども、なお一層努力し、財源不足ゼロを目指して取り組むということか。
- 事務局
 - ・そのとおり。
- B委員
 - ・大綱の p8 中期財政見通しの歳入のその他について、平成 28 年度の伸び率が 60.1%と大きくなっている理由は何か。
- 事務局
 - ・歳入のその他には、決算剰余金が含まれる。この決算剰余金を前年度までは約 7 億円で見込んでいたが、糸島市になってからの決算剰余金は平均して約 10 億円程度であるため、平成 28 年度からは 10 億円で見込んだため、その差額 3 億円が影響している。また、ふるさと応援寄附もその他に含まれ、これも約 1 億円増加すると見込んでいる。これらが要因である。
- B委員
 - ・平成 29 年度の歳入のその他の伸び率が低いのはなぜか。
- 事務局
 - ・平成 28 年度から決算剰余金とふるさと応援寄附の額を見直し、平成 29 年度は同様の傾向のまま進むと推計しているためである。
- A委員
 - ・歳入の地方交付税は、どのように推計しているのか。
- 事務局
 - ・国は、市税、譲与税・交付金、地方交付税の 3 つを合わせて一般財源として、地方財政状況を判断しており、市税が増えれば国からの地方交付税は減るという仕組みである。平成 27 年度までは、地方消費税交付金を少なく地方交付税を多く推計していたが、それを平成 28 年度から見直した。トータル的にはあまり変わらない。また、合併算定

替の優遇措置の段階的縮小により地方交付税は減額で見込んでいます。

●A委員

・地方交付税の額は、どのように決まるのか。

●事務局

・市の実際の収入と市の規模等によって決まっている基準額との差額が、地方交付税の額となる。

●C委員

・つまり、地方交付税の額は想定が困難ということか。

●事務局

・そのとおり。

・また、平成 27 年度は地方消費税交付金を少なく見込んでいたことも影響して、平成 28 年度の譲与税・交付金の伸び率が大きくなっている。

●C委員

・一般家庭の家計とは違って、市の歳入は見込むのが困難だと理解した。

・市税だが、具体的にはどのような税が市の歳入なのか。

●事務局

・固定資産税、個人市民税、法人市民税などである。

●事務局

・市税が増えれば地方交付税は減る仕組みのため、歳入の見込みは難しいのが現状だ。

●A委員

・財政見通しにおいて、インフレ想定はどのように反映されているのか。

●事務局

・インフレについては、ゼロ想定で財政見通しを作成している。

●A委員

・では、この財政見通しの数字は実質の額ということになる。

●C委員

・歳出の扶助費の増加は、介護給付金の増加が影響しているのか。

●事務局

・扶助費増加の要因は、保育所関連や生活保護関連の費用である。介護給付金は、介護保険事業特別会計から支出されるので、一般会計を対象としたこの財政見通しには直接的には影響しない。

●C委員

・徐々に素人にはわからない話になってきたと感じる。

●A委員

・一般会計と特別会計を連結するなどして、一緒に考えられないのか。

●C委員

・介護は、特別会計なのか。

●事務局

・介護保険事業特別会計である。一般会計から一定割合で負担金を繰出すようになってい

●事務局

- ・市の予算においては、歳入が動けば歳出も同時に動くようになり、複雑なため見通すことはなかなか困難である。

●C委員

- ・財政破綻した夕張市は人件費と投資的経費が多かったと思うが、これらが多くなければ大丈夫と理解していいのか。

●事務局

- ・一概には言えない。夕張市は、公債費も大きかったと記憶している。

●A委員

- ・企業会計も、この見通しの外にあるのか。

●事務局

- ・そのとおり。特別会計と企業会計は、この財政見通しの外にある。

●D委員

- ・歳出の人件費の増減は、職員の新規採用や退職も加味しているのか。

●事務局

- ・職員数は、職員削減計画に基づく推計である。人件費には、嘱託員の給与、審議会委員の報酬、議員報酬なども含まれている。

●C委員

- ・一般市民から言うと、市民協働を進めるのだから職員の人件費は当然下げるべきという感覚もあるので、人件費が上がるという見通しは説明を十分に行うなど注意が必要だと思う。

●事務局

- ・人件費には、職員の人数と単価の両方が影響する。人事院勧告や年齢構成のこともある。現在は、平成31年度を目標に職員削減計画に取り組んでいるところである。

●事務局

- ・人件費の増加の要因として、退職者が多い年度は退職手当組合への負担金の増加もある。

●A委員

- ・合併算定替の優遇措置の段階的縮小は、いつから始まるのか。

●事務局

- ・平成27年度から毎年度、10%減、30%減、50%減、70%減、90%減となる。合併前の1市2町と糸島市との差額、約9億円が対象である。

●A委員

- ・いろいろな意見・質問等が出されたが、大綱案と健全化計画案については、了承ということではどうか。

《各委員了承》

(3) 行政評価制度案について

(4) 答申書案について

※次に、事務局より、行政評価制度案及び答申書案について説明後、協議に入る。

●A委員

- ・付帯意見の(2)～(4)のところだが、少し補足したい。行政評価制度は、たしか三重県が最初に導入し、日本の約8割の自治体が導入済である。しかし、行政評価は期待されたほど効果が上がっていないというのが問題になっている。行政評価の効果を上げるためにどうすべきか。全庁的な取組にしたらいのではないかという付帯意見だ。この委員会は、行政改革推進委員会なので総合計画に関しては所掌外だが、総合計画に沿った行政評価があって、それを活用して行政改革を進めるのが重要だという考えを付帯意見に書いている。責任者を決めるという話だ。新しい先進的な取組になると思う。総合計画と一緒に行政改革が効率的に進むことを期待している。(4)の進捗管理の付帯意見は、上からの管理だけでなく、担当者である部長や課長にやる気になってもらうことが大事という意図だ。総合計画や行革大綱を策定したのだから、その計画がしっかり実行されるようにという意見だ。
- ・総務省も最近では、財務諸表の整備や発生主義、人事評価などが重要だという方向へシフトしてきている。これからは、総合計画と行政評価を活用しながら人事評価へもつなげることが大事だと思う。

●C委員

- ・行政評価制度のp5だが、平成26年度までの外部評価では事務事業のみが対象で、もう少し上の区分、例えば施策などで外部点評価を行ってはどうかという意見が評価者から出されていた。その意見はどうなったのか。

●事務局

- ・p5の外部点検の対象に施策を追加している。以前の推進委員会で提案したとおり、外部点検は事務事業単体で見るとは施策単位で施策への貢献度などを点検するやり方を考えている。

●C委員

- ・了解した。行政評価制度のp6の表を見ると、事務事業の外部点検と政策・施策の外部点検を別々に行うように見えるので、そう見えないように工夫してほしい。

●A委員

- ・事務事業は数が多く、外部評価の対象としては小さすぎると思う。政策や施策という意味のある括りで外部評価をやった方がよいと思う。施策単位での外部点検を行うという意図がもっと明確になるように、説明や表を工夫してはどうか。

●事務局

- ・説明や表を工夫する。

●E委員

- ・答申書案の付帯意見全般について、現状で行っていないから、または行っても弱いから、付帯意見として記載するということか。

●A委員

- ・現状で行っていないことはないと思う。取組数の公平性などは弱い部分だと思う。

●E委員

- ・責任分担を明確にし、上司が部下を指導するということには賛成だが、付帯意見(1)の「職員一人一人が自覚を持って」の部分に違和感を感じる。今までは、職員は自覚を

持っていなかったのかと受け止める人もいるのでは。自覚を持っていないのなら、悪い意味で驚きだ。

●A委員

- ・自覚を持っていないわけではないと思う。総合計画は企画秘書課、行政評価は財政課が所管となっている現状で、実際に事業を行う課がこれらを自分のものとして捉えきれていない傾向があると感じたので、付帯意見に記載した。

●E委員

- ・そのような意図であれば、「より自覚を持って」という表現にしてはどうか。そうすれば、現状は自覚がないとは受けとられないのでは。

●事務局

- ・「より自覚を持って」に修正したい。自治体では、縦割り行政にどうしてもなりがちだ。付帯意見として委員会から言ってもらえるのも良いと思う。

●D委員

- ・行革は、市民サービスに直結する。市民にとっては、厳しくなる部分もあると思う。市民に対して行政がこれだけ頑張っているということを示し、市民の理解と協力を得ることが必要だと思う。そのために、広報紙などを活用し、簡単な言葉で市民にわかりやすく、じわじわと伝わるようにPRしてほしい。

●B委員

- ・同じ意見だ。市民への周知は、重要だと思う。

●C委員

- ・そのあたりのことは、答申書の前文に書くという手法も考えられる。

●D委員

- ・行革のPRを行うことで、行政が行っていることへの市民の理解度が上がり、市民満足度の数値にも好影響があると思う。

●A委員

- ・市民の参画がないと行革は進まないと思う。市民への周知の徹底を追加するというところでよいか。

《各委員了承》

●A委員

- ・前文または付帯意見のどちらがよいだろうか。

●B委員

- ・付帯意見の(6)として追加するのがよいと思う。

●事務局

- ・では、付帯意見(6)として市民への周知の徹底を追加する。文章表現などは会長と協議し、決定することでよいか。

《各委員了承》

●A委員

- ・公共施設マネジメントの専門部署は設置する予定なのか。

●事務局

- ・平成29年度または平成30年度くらいには専門部署が必要になってくるだろうから、

時期は未定だが、設置の方向で検討課題だと思っている。

●A委員

- ・公共施設マネジメントは、施設の更新や複合化、長寿命化などの話だからお金がかかる。専門部署を設置した方が効率的に進めることができ、財政的な改善にもつながると思う。

●事務局

- ・現段階では、個別の施設としての所管は各課のままで、専門部署は施設全体を統括し、各課をバックアップしながら公共施設マネジメントを進める部署というイメージを持っている。

●C委員

- ・公共施設マネジメントは施設の統廃合なども含むので、市民と一緒に考えるのが良いと思う。施設の優先順位などを決めるのも市民協働で行い、合意形成に努めるのが良いと思う。市民と一緒に考える際には、専門部署のような1か所の窓口が必要だと思う。

●事務局

- ・同じ考えである。専門部署については、今後の検討課題だ。

●A委員

- ・公共施設マネジメントにおいて市民協働が重要である旨を付帯意見(5)に追加した方がよいか。

●C委員

- ・市民との協働により優先順位付を行うことなどを追加した方がよいと思う。文章表現は、会長と事務局におまかせする。

《各委員了承》

●事務局

- ・了解した。
- ・行政評価制度案については外部点検の記述部分の工夫、答申書案については付帯意見(1)と(5)の一部修正、(6)の追加を行う。
- ・最終的に会長に確認いただき、推進委員会の答申案としてよいか。

《各委員了承》